



平成21年 [redacted] 広告料金の返還請求事件

原告 [redacted]

被告 株式会社セントラルマーケット

答 弁 書

平成21年 [redacted]

[redacted] 裁判所1係 御中

(送達場所)

東京都港区南麻布4丁目14番6号

電 話 03 (5798) 8833

ファクシミリ 03 (5798) 8990

被告

株式会社セントラルマーケット

代表取締役 加藤昌稔



第1 請求の趣旨

- 1 原告の請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との裁判を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 1項
認める。



2 2項

原告の主張するアクセス解析結果では、滞在時間が不明確で一部しか確認できないため、ユーザーが原告Webサイトを訪問している事は明らかであり、見ていないとは考えられず、そもそも何をもって見ていないと主張しているのかが不明である。また、原告の主張するア、イ記載内容は、実際の事例に基づき説明をおこなっている内容であるものの、すべての商品が該当すると説明はしておらず効果を保証しているものでもなく、原告の主張するア、イと同様であるとは言えない。

(1) および(2)について甲4号からは判断することは不可能であり、また(3)が質の悪いユーザーとは言えない。

(4) 甲4号証から分かるとおり「ユニーク」として同じ人物かどうかは分からないし、ユーザイドの通常のユーザーの動きといえる。また、甲6号証にもあるように、同じ人が閲覧してもカウントは1となるため、同一ユーザーが40回以上ユニークとなることは矛盾している。

(5) 当社では判断できない。

第4段落の、「説明内容との隔たりがありすぎる」について、広告効果は、販売商材の需要によるところが大きく、原告が主張する売れない理由を、当社媒体のせいと、責任転嫁していることは明らかである。また、広告について、最終成果を保証する事は、周知のとおり困難であり、そもそも本契約内容はU－s i d eへの掲載を保証および掲載のための撮影等の保証をしているもので、当社が保証している内容は、アクセスについての限定的なものである。

第6段落の、「2万クリックを保証しているので、クリック数だけこなそうとしている。」とあるが、甲4号証からは判断できず、当社は保証もしていない。なお、U－s i d eからクライアントページへの誘導数は約189万クリックである。(乙第1号証)



3 3項 認める

以上

スターティーインターナショナル株式会社（株式会社セントラルマーケット） 前訴 答弁書

スターティーインターナショナル株式会社は、自ら提出したアクセス解析の数字すら読めない。
クライアントへの誘導数は、

- ・ スターティーインターナショナル株式会社主張・・・・・・・・・・189万回
- ・ 実際の誘導数（ハイステージユーザーによるクリック使用）・・・・・・・・3.5万回

また、ユニーク（ユーザー）も解っていない為に見当違いな主張を行っている。
ユニークユーザーとは、特定人物にID等を割り振り管理しているユーザー。

スターティーインターナショナル株式会社は、同じ人が閲覧してもカウントは1となるため、同一ユーザーが40回以上ユニークとなることは矛盾していると主張している。

しかし、上記は見当違いも良い所で、ユニークユーザーが40回訪問していると言う中学生ブロガーでも判る様な事すら理解できていない。

そして、商品が売れない理由をクライアント商品に責任転嫁し愚弄する。

広告効果は、販売商材の需要によるところが大きく、原告が主張する売れない理由を、当社媒体のせいと、責任転換していることは明らかである。（2ページ16行目）